

第61回

定時株主総会 招集ご通知

日 時

平成30年6月28日（木曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

場 所

東京都新宿区西新宿二丁目7番2号
ハイアット リージェンシー 東京
地下1階 『白鳳』

議 案

議 案 定款一部変更の件

目 次

第61回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
（添付書類）	
事業報告	6
連結計算書類	19
計算書類	22
監査報告	25

(証券コード8226)

平成30年6月8日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿一丁目26番2号

株式会社 理 經
代表取締役社長 猪 坂 哲

第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第61回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成30年6月27日(水曜日)午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月28日(木曜日) 午前10時
(受付開始：午前9時)
2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目7番2号
ハイアットリージェンシー東京 地下1階 『白鳳』
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください)
3. 目的事項
報告事項 1. 第61期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第61期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)計算書類報告の件
決議事項
議 案 定款一部変更の件

4. ウェブ開示についてのご案内

当社は、法令並びに当社定款第15条の規定に基づき、添付書類のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト (http://www.rikei.co.jp/finance/for_investor/#share) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

- (1) 連結計算書類の連結注記表
- (2) 計算書類の個別注記表

以上

議決権行使等についてのご案内

期 限

平成30年6月27日(水曜日)午後5時30分まで

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です)



郵送で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

(上記の行使期限までに到着するようにご返送ください)



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (http://www.rikei.co.jp/finance/for_investor/#share) に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議 案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社において、平成29年10月に株式会社エアロパートナーズを、同年12月に株式会社ネットウエルシステムを完全子会社化したことに伴い、これら子会社を含めた事業内容の明確化を図るとともに、子会社との相乗効果による今後の事業展開の多角化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を一部変更及び追加するものであります。
- (2) 取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、並びに当社において取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役として適切な人材を確保し、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第28条（取締役の責任免除）及び第36条（監査役の責任免除）を新設するものであります。

なお、定款第28条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

- (3) 上記(2)記載の条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. <u>電子計算機および周辺機器、各種計測機器、電気通信機器、試験機器、理化学機器、医療機器、印刷機器、工作機器、半導体およびその製造装置、各種時計ならびにその部品、材料の輸出入、販売、製造、保守、賃貸</u> 2. <u>火薬品、工業薬品、医薬品、毒物、劇物の輸出入ならびに販売</u>	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. <u>電子計算機、電子機器および精密機器の企画、開発、製造ならびにこれらの機器およびその材料・部品・周辺機器の輸出入ならびに販売</u> 2. <u>火薬品、工業薬品、医薬品、毒物、劇物、塗料および防衛装備品の輸出入ならびに販売</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3. 鉄鋼、非鉄金属、鉱石類の輸出入ならびに販売</p> <p>4. 電子計算機に関するソフトウェアの開発、研究、製作、<u>受託、コンサルティングならびに輸出入、販売</u></p> <p>5. 建築工事の企画、調査、設計、監理および請負業</p> <p>6. プレハブ建築物およびテントの輸出入、販売</p> <p>7. <u>自動車、その他輸送用機器、器具の輸出入、販売</u></p> <p>8. <u>可導式落下傘および機材の輸出入、販売</u></p> <p>9. <u>救命・救助用用具および機材の輸出入、販売</u></p> <p>10. 損害保険代理および一般貨物自動車運送</p> <p>11. 不動産の売買・賃貸、<u>株式への投資</u>および運用</p> <p>12. <u>電気通信工事の企画、調査、設計、監理および請負業</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>13. 前各号に付帯する一切の事業</p>	<p>3. 鉄鋼、非鉄金属、鉱石類およびこれらの加工設備の輸出入ならびに販売</p> <p>4. 電子計算機に関するソフトウェア、<u>人工知能およびロボットの企画、開発、研究、製作およびこれらの受託、輸出入ならびに販売</u></p> <p>5. <u>建築および電気通信工事の企画、調査、設計、監理ならびに施工</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>6. <u>車両、航空機、船舶その他の輸送機器、飛翔体、宇宙機器およびこれらの関連機器の輸出入ならびに販売</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>7. <u>医療・介護・救命・救助用搬送装置およびこれらの関連機材の輸出入ならびに販売</u></p> <p>8. 損害保険代理業および一般貨物自動車運送業</p> <p>9. 不動産の売買および賃貸ならびに<u>金融商品への投資</u>および運用</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>10. <u>防災・安全に関する機器・設備、防災情報システムおよび有害物質処理設備、水浄化設備その他の公害対策設備の輸出入ならびに販売</u></p> <p>11. <u>農畜産物の加工設備および食料品の輸出入ならびに販売</u></p> <p>12. <u>デジタルコンテンツの企画、立案、製作、輸出入および販売</u></p> <p>13. <u>通信回線による情報の転送および情報処理サービス</u></p> <p>14. <u>前各号に係る導入、保守、リース、レンタルおよびコンサルティング業</u></p> <p>15. <u>人材派遣業および各種業務受託</u></p> <p>16. 前各号に付帯する一切の事業</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p>第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>
<p>第28条～第34条 (条文省略)</p>	<p>第29条～第35条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>
<p>第35条～第38条 (条文省略)</p>	<p>第37条～第40条 (現行どおり)</p>

以 上

(添付書類)

事業報告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用情勢や企業収益の改善が見られ、個人消費も穏やかな回復基調にあったものの、米国の政策動向やアジア諸国の経済情勢など不確実性の高まりにより、依然として先行きは不透明な状況で推移いたしました。

このような状況の下、当社グループは、中期経営計画（平成29年3月期～平成31年3月期）に基づき、当社の基盤事業であるシステムソリューション事業、ネットワークソリューション事業、電子部品及び機器事業の強靱化及び事業間連携を推進することにより、安定した収益を確保する一方で、企業買収等の積極的な投資を行い、新たな領域にも進出し、より市場で優位性があるビジネスモデルへの変容を推し進めつつ、業績の向上を図ることを最優先課題として掲げ、日々努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度におきましては、連結売上高は79億7千8百万円（前期比22.7%増）となりました。損益面では、営業損失は1億7千4百万円（前期は営業利益6千7百万円）、経常損失は1億7千3百万円（前期は経常利益6千8百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は1億8千4百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益1億7百万円）となりました。

なお、当期の配当につきましては、誠に遺憾ではございますが、無配とさせていただきたいと存じます。

事業区分別の状況は次のとおりです。

システムソリューションにおきましては、中央省庁向け大型システム更新案件を受注したため、売上高は36億1千5百万円（前期比46.9%増）、営業利益は7千7百万円（前期は4百万円の営業損失）となりました。

ネットワークソリューションにおきましては、映像配信案件の減少、衛星通信案件の予算執行遅れ、また防災情報分野においてJアラート受信機案件の更新実施時期遅延により、売上高は9億8千8百万円（前期比36.5%減）、営業損失は2億9百万円（前期は6千5百万円の営業利益）となりました。

電子部品及び機器におきましては、株式会社エアロパートナーズの子会社化により、売上高は33億7千5百万円（前期比35.6%増）と増加いたしました。損益面では、主として計測関連案件の来期ずれ込みや、中国・香港向け顧客の在庫過多における生産調整、及び新規ビジネスの立ち上げが遅れたため、営業損失は4千2百万円（前期は6百万円の営業利益）となりました。

各事業区分別売上高及び受注高の明細は次のとおりです。

(単位：百万円)

事業区分	売上高	受注高
システムソリューション	3,615	4,152
ネットワークソリューション	988	1,096
電子部品及び機器	3,375	3,807
合 計	7,978	9,056

② 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

③ 資金調達状況

当社は、機動的な資金調達と安定性の確保を旨とし、主要取引先金融機関と総額10億円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、当期における当該契約に基づく借入実行残高はありません。

また、連結子会社、株式会社エアロパートナーズにおいて、運転資金の目的で、主要取引先金融機関より5億6百万円の借入を行っております。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 58 期 (平成27年3月期)	第 59 期 (平成28年3月期)	第 60 期 (平成29年3月期)	第 61 期 (当連結会計年度) (平成30年3月期)
売上高(百万円)	7,093	6,282	6,505	7,978
経常利益(百万円)	97	△121	68	△173
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	89	△137	107	△184
1株当たり当期純利益(円)	5.93	△9.10	7.07	△12.20
総 資 産(百万円)	6,395	6,019	6,100	6,944
純 資 産(百万円)	4,453	4,263	4,305	4,069

(注) △印は損失を示しております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
リケイ・コーポレーション (H.K.) リミテッド	1,166万香港ドル	100%	電子部品及び機器事業
株式会社エアロパートナーズ	8,000万円	100%	航空機及び航空機器部品の販売・リース・カスタマーサポート
株式会社ネットウエルシステム	1,500万円	100%	システム開発・サービスの提供
エアロパートナーズ・アメリカ, Inc.	3万米ドル	(100%)	航空機及び航空機器部品の輸出入

- (注) 1. 平成29年10月31日に株式会社エアロパートナーズの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。
2. 平成29年12月26日に株式会社ネットウエルシステムの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。
3. 議決権比率の()内の数値は、間接保有による議決権比率であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、デジタル技術が進化し、事業モデルが大きく変わろうとしている時代において、「最先端」技術に基づく「尖った」製品を市場に提供するIT及びエレクトロニクス分野のオンリーワン・ソリューションベンダーを目指し、中期経営計画（平成29年3月期～平成31年3月期）に基づき事業を展開しております。

計画目標を達成するための施策として以下の5項目を経営の基本方針として掲げておりますが、同時に当社の対処すべき課題としても認識しております。

このような状況において、当社グループが対処すべき課題は次のとおりです。

① 現行三事業の強靱化及び事業連携による新規ビジネスの創出

現行三事業の中で収益をあげるために、物販ビジネスからサービスビジネスへ形態を変え、ストックビジネスで安定した収益を確保するとともに、独自ソリューションを確立し、競合他社からの差別化をしていくことが課題です。協業会社への出向や業務提携、会社設立など、取引先とのビジネス形態を再検討すること、商材やリソースを有効に活用することで海外企業との取引を強化し、また、海外拠点とのビジネス活性化を進めていくことも課題です。

これらの課題に対処すべく、現行三事業領域の独自案件フォローに加え、部門またぎの案件発掘、新規ビジネスの開拓、他社とのアライアンス推進などの施策を行っております。

② 企業買収、投資等による経営基盤の拡大

当社グループ全体の収益向上のために、グループ会社との相乗効果により利益をあげること、ビジネスチャンス拡大のために投資先との協業拡大を進めていくことが課題です。国内外ベンチャー企業への投資や大学等が所有する特許など、知的財産の活用により未来に投資していくことも課題であると考えております。

平成30年3月期には、総合的な企業価値の向上につながるものと判断し、株式の取得により2社を子会社化するとともに、事業の将来性を期待したベンチャー企業2社の増資引き受けを実施いたしました。

③ 積極的な人材補充

現業事業での安定した人材補充を行い育成することが重要であると考えております。人材の獲得競争は厳しい状況が続いておりますが、引き続き、中途採用を適宜進めてまいります。また、外部業者の活用と若手社員によるリクルーター活動を実施し、新卒の採用活動を続けていくとともに教育制度を更に充実させて人材の育成に努めてまいります。

④ 社員のモチベーションの向上

業績向上のためには社員のモチベーションを上げることが課題です。引き続き、各種インセンティブ制度や福利厚生施策を推進することにより、社員のモチベーションの向上につなげてまいります。また、社員個々人の創意工夫を喚起する目的で、社内ベンチャー制度も継続していく予定です。そのほか、職場環境を改善する策として、社内ITインフラの刷新を適宜行うことで業務の効率化を図っております。

⑤ 株主への安定配当

当社は株主の皆様への利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置付けておりますので、早急に業績を回復し、長期的、安定的な配当を維持できることを目指して努力する所存でございます。

これらの課題を克服することにより、当社グループは一丸となって業績の回復を図るとともに、社会に貢献する製品やソリューションを提供する企業体への変革を目指します。

株主の皆様におかれましては、今後とも引き続きご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

当社グループは、システムソリューション、ネットワークソリューション、電子部品及び機器の販売並びに輸出入を主要業務とし、併せて関連する商品の開発、製作、保守並びに修理業務を営んでおります。

事業区分	主 要 な 製 品
システムソリューション	サーバー、PC、ストレージ、デジタルマーケティング関連製品、3次元機械CADソフトウェア、3次元プリンタ、3次元画像撮影・解析システム、BIMシミュレーションソフトウェア、教育機関向けソフトウェア、BCP関連システム、ビジネスインテリジェンスツール、データベース監査ソフトウェア、MDMサービス、端末管理システム、ファイルセキュリティシステム、サイバーセキュリティ対策診断サービス、統合型ネットマーケティングソフトウェア、ファイル送受信システム、VR/AR/MRコンテンツ製作、その他各種周辺機器及びソフトウェア
ネットワークソリューション	衛星通信情報伝送システム、デジタルビデオ伝送システム、デジタルビデオ信号解析システム、高速無線LAN機器及びソフトウェア、アラート対応システム、アラート対応システム、V-Lowコミュニティ放送対応システム、アラート電文解析はじめ災害情報関連ソフトウェア、インターネット高速アクセスシステム、高速長距離無線LANシステム、デジタル多重化装置、メール配信サービス、Webカメラ管理サービス、防災情報伝達システム、その他各種情報通信機器及び映像伝送装置
電子部品及び機器	光通信用デバイス、電力系統解析システム、データ集録・GPIB製品、放送信号発生装置、防衛用機材、災害救護用機材、防犯対策機器、半導体、マイクロ波通信機器用部品、集積回路、バッテリー、導電性樹脂接着剤、液晶パネル、タッチパネル、各種センサー、その他各種電子部品及び機器、航空機及び航空機器部品の販売・リース・カスタマーサポート

(6) 主要な事業所（平成30年3月31日現在）

株式会社 理 経	当 社	本 社 大阪支店 東北営業所 名古屋営業所 九州営業所 技術センター 沖縄出張所 北米駐在事務所	東京都新宿区 大阪市北区 仙台市青葉区 名古屋市中村区 福岡市博多区 千葉市美浜区 沖縄県那覇市 米国オレゴン州ベンド市
リケイ・コーポレーション (H.K.) リミテッド	子会社	本 社	中国香港特別行政区
株式会社エアロパートナーズ	子会社	本 社 名古屋営業所	東京都中央区 名古屋市中区
株式会社ネットウエルシステム	子会社	本 社	東京都新宿区
エアロパートナーズ・アメリカ, Inc.	孫会社	本 社	米国カリフォルニア州トーランス市

(7) 使用人の状況（平成30年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
システムソリューション	54名	2名減
ネットワークソリューション	59名	8名増
電子部品及び機器	60名	17名増
合計	173名	23名増

(注) 使用人数は就業員数です。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
145名	1名増	46.5歳	17.8年

(8) 主要な借入先の状況（平成30年3月31日現在）

① 当社の借入先の状況

該当事項はありません。

なお、当社は株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社りそな銀行、株式会社みずほ銀行及び株式会社三井住友銀行との間で、総額10億円のコミットメントライン契約を締結しておりますが、当期における当該契約に基づく借入実行残高はありません。

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日より、株式会社三菱UFJ銀行へ名称変更しております。

② 当社連結子会社、株式会社エアロパートナーズの借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	446百万円
株式会社東京都民銀行	60百万円

(注) 1. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日より、株式会社三菱UFJ銀行へ名称変更しております。

2. 株式会社東京都民銀行は、平成30年5月1日付で株式会社新銀行東京、株式会社八千代銀行と合併し株式会社きらぼし銀行となっております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成30年3月31日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 55,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 15,514,721株 |
| ③ 株主数 | 5,136名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
石 川 理 香	1,626千株	10.75%
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	550	3.64
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	466	3.08
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	465	3.07
松 井 証 券 株 式 会 社	253	1.67
カ シ オ 計 算 機 株 式 会 社	210	1.38
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	181	1.19
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	178	1.18
理 経 従 業 員 持 株 会	151	1.00
衣 川 和 利	110	0.72

(注) 1. 当社は、自己株式394,958株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日より、株式会社三菱UFJ銀行へ名称変更しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（平成30年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	猪坂 哲	事業統括本部長 経営企画室長	—
常務取締役	古畑 直樹	総務部長	—
取締役	古田 耕児	事業統括副本部長 防災情報システム部担当 企画戦略室担当	株式会社ネットウエルシステム取締役
取締役	長谷川 章詞	経理部長	株式会社エアロパートナーズ監査役
取締役	小柳 誠	事業統括副本部長 海外現地法人統括 新規事業推進室担当	リケイ・コーポレーション (H.K.) リミテッド 取締役社長 株式会社エアロパートナーズ取締役
取締役	石川 理香	—	株式会社アイ・デザイン・スタジオ代表取締役
取締役	大橋 博行	—	公認会計士
取締役	伊達 雄介	—	弁護士
常勤監査役	田邊 悦雄	—	—
監査役	石橋 信一郎	—	—
監査役	秋元 創一郎	—	公認会計士

- (注) 1. 取締役石川理香氏、取締役大橋博行氏及び取締役伊達雄介氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役田邊悦雄氏及び監査役秋元創一郎氏は、社外監査役であります。
3. 監査役秋元創一郎氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役大橋博行氏、取締役伊達雄介氏、常勤監査役田邊悦雄氏及び監査役秋元創一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	8名	54百万円
監 査 役	3名	13百万円
合 計 (うち社外役員)	11名 (5名)	68百万円 (20百万円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成7年6月29日開催の第38回定時株主総会において年額300百万円以内（但し、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成7年6月29日開催の第38回定時株主総会において年額25百万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役石川理香氏は、株式会社アイ・デザイン・スタジオの代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況
取締役	石川 理香	当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に出席いたしました。取締役会において、企業経営の豊富な経験に基づき、議案審議などに必要な発言を適宜行っております。
取締役	大橋 博行	当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席いたしました。取締役会において、主に公認会計士としての専門的見地から、議案審議などに必要な発言を適宜行っております。
取締役	伊達 雄介	平成29年6月29日に取締役に就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回全てに出席いたしました。取締役会において、主に弁護士としての専門的見地から、議案審議などに必要な発言を適宜行っております。
常勤 監査役	田邊 悦雄	当事業年度に開催された取締役会15回全てに、また、監査役会7回全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、公益社団法人日本監査役協会における長年の業務経験から、議案審議などに必要な発言を適宜行っております。
監査役	秋元創一郎	当事業年度に開催された取締役会15回全てに、また、監査役会7回全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、主に公認会計士としての専門的見地から、議案審議などに必要な発言を適宜行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人から監査方針・重点的監査項目及び監査計画並びに監査品質の確保体制、監査チームの構成・能力・経験・独立性等について説明を受け、当社「会計監査人の評価及び選定基準」に従って、その妥当性を確認いたしました。さらに、監査報酬見積額の算定根拠としての監査日数・時間及び報酬単価並びにそれぞれの前期からの変動について説明を受け、その合理性について確認し、折衝等のプロセスを含む執行部の見解も聴取した結果、会計監査人の報酬等の額につき、同意を行っております。
3. 当社の子会社でありますリケイ・コーポレーション（H.K.）リミテッドは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、当社の都合による場合の他、会計監査人の職務の執行に支障がある等その必要があると判断した場合は、解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号の定める各項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任することができます。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

当社グループは、効率的で透明性の高い経営管理体制を確立することを内部統制システムの基本といたします。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営基本方針に則した「行動規範」を制定し、当社及び当社グループ会社における取締役、使用人の職務が法令及び定款に適合するための基準としております。

また、コンプライアンス規程を制定し、コンプライアンスを経営の方針としております。

当社取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努め、業務の決定が適正に行われることを確保する体制を構築、維持、整備しております。

反社会的勢力による不当要求に対し、毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない体制を構築、維持、整備しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理の体制

当社は、取締役の職務執行に係る情報については、法令及び稟議規程、文書取扱規程に基づき、記録保管しております。その他重要な情報に関しても、各部署にて規程に従って管理しております。また電子記録方法の重要性と社外への情報漏洩が企業に及ぼす影響を鑑み、電子情報を含めた統一的な管理体制を構築、維持、整備しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、常勤取締役で構成するリスク管理委員会を設け、定期的に当社及び当社グループ会社における全般的なリスクの状況を把握しております。特に通常の業務で発生する取引先の倒産による損失については、与信に関する規程を定め、管理しております。また、在庫の陳腐化を避けるため、不動産評価委員会を定期的に開催しております。当社グループ会社における資産管理については、当社で一括管理し、損失のリスクを回避しております。

その他リスク管理の観点から、必要に応じて規程の制定もしくは特別な委員会を設け、対処しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を月1回以上開催し、経営の基本方針、法令事項並びに経営に関する重要事項を決議し、併せて業務執行状況の監督を行っております。また、年度予算は取締役会において策定、承認され、月次もしくは四半期ごとに業績の管理を行っております。

当社の経営に関する重要事項については、事前に協議する機関として、常勤取締役が出席する役員連絡会議を随時開催しております。

当社は執行役員制度を導入し、取締役以外の従業員が執行役員の任にあたり、取締役の監督下、業務執行を担っております。また、常勤取締役と執行役員及び幹部社員によって構成された執行役員会議を月1回以上開催し、取締役会にて決定した事項につき伝達、指示を行うとともに、事業戦略、運営につき討議を行っております。

5. 当社及び当社グループ会社における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループ会社の管理について、関係会社管理規程を定め、業務上重要な事項については当社の承認を要するものとし、その他必要に応じて当社へ報告し監督を受ける体制としております。またコンプライアンスに関する「行動規範」は、グループ全体で遵守するよう当社監査室が指導しております。

子会社の営業活動状況については、子会社の責任者が月に1回以上当社の会議に出席するか必要に応じてITを有効に活用することにより速やかに情報を交換し、当社グループの業務の適正を確保しております。また、財務、経営情報については当社経理部がグループ会社の月次報告、年次報告を精査し、当社取締役会に四半期ごとに報告しております。

財務報告に係る適正性を確保するために内部統制委員会を定期的開催し、必要な内部統制を構築、維持、整備しております。

6. 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役が必要とした場合、監査役職務を補助する使用人を置くことといたします。その使用人の任命、解任、評価、人事異動など人事権に係る事項については、監査役会の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとします。なお、監査役職務を補助する使用人は、専ら監査役の指示に従って監査役職務を補助するものとします。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人は業務又は業績に影響を与える重要な事項につき、監査役に都度報告しております。監査役は当社の取締役会及び重要な会議に出席するとともに、必要に応じて当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人に対して報告を求めています。

なお、当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人は、常勤監査役に重要な事項を通報することができます。

当社及び当社グループ会社は、常勤監査役に上記の通報をした者に対して、当該通報をしたことを理由とする不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底しております。

8. その他監査役職務の実効的に行われることを確保するための体制

監査役は会計監査人及び当社監査室と適時打合せを持ち、監査の実効性を確保しております。

監査役は、その業務の執行に必要と認めるときは、弁護士、公認会計士等の外部の専門家を利用することができ、その費用は当社が負担するものとします。

また、その他監査役職務の執行について発生する費用の前払い又は償還、その他債務の処理は、監査役職務の執行と関係しないものを除き、全て当社で負担するものとします。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

内部統制システムについては、監査室が中心となって実施状況・運用状況の監査を実施しております。その結果について、取締役会は定期的に報告を受け、改善すべき事項やその内容について審議しております。

業務プロセスの内部統制システムについては、実施あるいは管理主体である内部統制委員会、リスク管理委員会及びその他重要な会議として執行役員会議、事業統括会議、子会社会議等を定期的に開催し、常勤監査役が出席してそれぞれの業務執行と同時に内部統制システムの運用状況を検証しております。

なお、金融商品取引法上の「財務報告に係る内部統制」については、経理部が主体となって実施し、監査室が運用の状況を監査し、会計監査人も検証と監査を実施しております。監査役会は遂行状況、運用状況及び監査の状況の報告を受け、意見交換を実施しております。

(注) 当事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

(連結計算書類)

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	5,984,983	流 動 負 債	2,529,925
現金及び預金	2,898,150	買 掛 金	1,159,281
受取手形及び売掛金	2,312,469	短 期 借 入 金	506,000
有 価 証 券	100,197	未 払 法 人 税 等	27,543
商 品 及 び 製 品	208,456	未 払 費 用	155,227
前 渡 金	331,437	前 受 金	544,854
繰 延 税 金 資 産	55,844	賞 与 引 当 金	10,000
そ の 他	78,974	そ の 他	127,019
貸 倒 引 当 金	△547	固 定 負 債	345,716
固 定 資 産	959,956	退 職 給 付 に 係 る 負 債	261,516
有 形 固 定 資 産	403,507	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	39,716
建 物 及 び 構 築 物	89,481	そ の 他	44,482
工 具 、 器 具 及 び 備 品	20,220	負 債 合 計	2,875,642
土 地	265,058	純 資 産 の 部	
そ の 他	28,745	株 主 資 本	4,105,606
無 形 固 定 資 産	168,200	資 本 金	3,426,916
の れ ん	131,227	資 本 剰 余 金	615,043
そ の 他	36,973	利 益 剰 余 金	175,906
投 資 そ の 他 の 資 産	388,248	自 己 株 式	△112,259
投 資 有 価 証 券	147,770	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△36,309
差 入 保 証 金	150,620	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	40,050
保 険 積 立 金	40,000	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	146
繰 延 税 金 資 産	10,548	土 地 再 評 価 差 額 金	△11,613
そ の 他	39,308	為 替 換 算 調 整 勘 定	△61,360
資 産 合 計	6,944,939	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△3,531
		純 資 産 合 計	4,069,296
		負 債 純 資 産 合 計	6,944,939

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		7,978,656
売 上 原 価		6,183,890
売 上 総 利 益		1,794,766
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,969,284
営 業 損 失		174,518
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,554	
そ の 他	6,859	9,414
営 業 外 費 用		
そ の 他	8,309	8,309
経 常 損 失		173,413
特 別 損 失		
子 会 社 移 転 費 用	1,893	1,893
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		175,307
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	17,379	
法 人 税 等 調 整 額	△8,176	9,202
当 期 純 損 失		184,510
親会社株主に帰属する当期純損失		184,510

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	3,426,916	615,043	405,775	△112,259	4,335,476
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△45,359		△45,359
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）			△184,510		△184,510
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△229,869	△0	△229,869
当 期 末 残 高	3,426,916	615,043	175,906	△112,259	4,105,606

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利益累計額合計	
当 期 首 残 高	40,053	1,060	△11,613	△51,123	△8,373	△29,996	4,305,479
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△45,359
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）							△184,510
自己株式の取得							△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△3	△914	-	△10,237	4,842	△6,313	△6,313
当 期 変 動 額 合 計	△3	△914	-	△10,237	4,842	△6,313	△236,182
当 期 末 残 高	40,050	146	△11,613	△61,360	△3,531	△36,309	4,069,296

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(計算書類)

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	5,020,015	流 動 負 債	1,914,213
現金及び預金	2,623,034	買掛金	1,133,356
受取手形	147,305	未払金	36,348
売掛金	1,648,892	未払費用	127,394
有価証券	100,197	未払法人税等	27,260
商品及び製品	193,398	前受金	523,886
前渡金	226,033	リース債	4,688
前払費用	29,187	その他	61,279
繰延税金資産	44,414	固 定 負 債	296,065
その他の他	7,735	リース債	16,589
貸倒引当金	△184	退職給付引当金	256,972
固 定 資 産	1,346,021	その他	22,504
有形固定資産	394,729	負 債 合 計	2,210,278
建物	88,364	純 資 産 の 部	
構築物	433	株 主 資 本	4,127,175
工具、器具及び備品	19,595	資 本 金	3,426,916
リース資産	21,277	資 本 剰 余 金	615,043
土地	265,058	資 本 準 備 金	615,043
無形固定資産	36,425	利 益 剰 余 金	197,475
ソフトウェア	32,277	利 益 準 備 金	27,218
その他	4,148	そ の 他 利 益 剰 余 金	170,257
投資その他の資産	914,866	繰越利益剰余金	170,257
投資有価証券	147,770	自 己 株 式	△112,259
関係会社株式	491,992	評 価 ・ 換 算 差 額 等	28,582
関係会社長期貸付金	50,000	その他有価証券評価差額金	40,050
差入保証金	138,780	繰延ヘッジ損益	146
保険積立金	40,000	土 地 再 評 価 差 額 金	△11,613
繰延税金資産	9,858	純 資 産 合 計	4,155,758
その他	36,464	負 債 純 資 産 合 計	6,366,037
資 産 合 計	6,366,037		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	6,856,023
売 上 原 価	5,228,617
売 上 総 利 益	1,627,405
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,757,658
営 業 損 失	130,252
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,004
そ の 他	5,097
営 業 外 費 用	
そ の 他	7,287
経 常 損 失	130,437
税 引 前 当 期 純 損 失	130,437
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	15,810
法 人 税 等 調 整 額	3,353
当 期 純 損 失	149,601

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							株 主 資 本 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計	
		資本準備金	資本剰余金計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	3,426,916	615,043	615,043	22,682	369,754	392,436	△112,259	4,322,137
当 期 変 動 額								
利益準備金の積立				4,535	△4,535	-		-
剰余金の配当					△45,359	△45,359		△45,359
当期純損失(△)					△149,601	△149,601		△149,601
自己株式の取得							△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	4,535	△199,496	△194,961	△0	△194,961
当 期 末 残 高	3,426,916	615,043	615,043	27,218	170,257	197,475	△112,259	4,127,175

	評 価 ・ 換 算 差 額 等					純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土 地 再 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等	評 価 ・ 換 算 差 額 等	
当 期 首 残 高	40,053	1,060		△11,613	29,500	4,351,637
当 期 変 動 額						
利益準備金の積立						-
剰余金の配当						△45,359
当期純損失(△)						△149,601
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△3	△914		-	△917	△917
当期変動額合計	△3	△914		-	△917	△195,879
当 期 末 残 高	40,050	146		△11,613	28,582	4,155,758

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(監査報告)

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月18日

株式会社 理 経
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 福原正三 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 佐久間佳之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社理経の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社理経及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月18日

株式会社 理 経
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 福原正三 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 佐久間佳之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社理経の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会及びその他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月21日

株式会社 理 経 監査役会

常勤監査役（社外監査役）田 邊 悦 雄 ㊟

監査役 石 橋 信一郎 ㊟

社外監査役 秋 元 創一郎 ㊟

以 上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 22 lines spaced evenly down the page.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

株主総会会場ご案内図

会場

ハイアット リージェンシー 東京

東京都新宿区西新宿二丁目7番2号 地下1階『白鳳』

交通のご案内

- A JR線・小田急線・京王線、新宿駅(西口)より徒歩9分
- B 地下鉄丸ノ内線西新宿駅より徒歩4分
- C 地下鉄大江戸線都庁前駅A7出口に直結

